第二期杉並区子ども・子育て支援事業計画(令和2~6年度)の骨子(案)について

構成		主な記載事項	国の基本指針(概要)<参考資料1の該当ページ>	備考
1 計画の基	本的考え方			
(1)計	画の目的	○地域の実情に応じて、子ども・子育て支援の取組 を総合的、計画的に推進する等の目的を記載す る。	【別表第四 区市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項】<54ページ> 一 区市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載する こと	○第一期計画と基本的に同様
(2)計	画の位置付け		【第三 − 6 他の計画との関係】<15,16ページ> ○地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画、児童福祉法に規定する区市町村整備計画 その他の法律の規定により区市町村が作成する計画であって、子ども・子育て支援に関する 事項を定めるものや、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画との間の調和 が保たれたものとすること。 ○他の法律の規定により区市町村が作成する計画であって、子ども・子育て支援事業計画と 盛り込む内容が重複するものについては、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして 作成して差し支えない。	○関連する区の上位計画は以下のとおり。 ・基本構想(平成 24 年度~令和 3 年度) ・総合計画、実行計画(平成 31 年度~令和 3 年度)※平成 30 年度改定 ・保健福祉計画(平成 31 年度~令和 3 年度)※平成 30 年度改定
(3)計	画期間	○令和2~6年度の5年間とし、計画期間の中間年 (令和4年度)を目途に、必要な見直しを行うことを記載する。	【第三 六 2 子ども・子育て支援事業計画の期間】<46ページ> ○法の施行の日から五年を一期として作成すること 【第三 六 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価】<46ページ> ○計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、区市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと	○計画期間の中間年に必要な見直しを行う手法は第一期計画と基本的に同様
(4) 区均	域の設定	○就学前の教育・保育施設等の利用実態を踏まえ、 第一期計画と同様に、全区による1区域とすること等を記載する。	【第三 二 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項】 <16,17 ページ>○現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する	○教育・保育施設等の利用実態は、資料4を 参照
2 計画の前	提事項	○計画期間内の人口推計のほか、子ども・子育てを 取り巻く主な状況の変化(第一期計画の進捗状況 を含む)を記載する。	【第三 一 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握】<14ページ> ○地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、更には子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要	○第二期計画の前提条件として、第一期計画 (平成 27 年度~令和元年度)の進捗状況 等を記載

構成	主な記載事項	国の基本指針(概要)<参考資料1の該当ページ>	備考
3 就学前の教育・保育及び 地域子ども・子育て支援事業 の量の見込みとそれに対する 確保量等	○計画期間における就学前の教育・保育(教育施設 と保育施設)及び地域子ども・子育て支援事業(妊 婦健康診査ほか11事業)について、各施設又は	【別表第一 区市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項】 <51 ページ> 二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 三 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 四 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	ては、保健福祉計画で示しているため、第 一期計画と基本的には同様に記載せず
		※改正予定の項目<詳細は参考資料2参照> 【第二 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方】<9ページ> ○幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること 【第三 二 3(二) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期】<22ページ> ○「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う追記 【第三 二 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項】<23ページ> ○幼児教育・保育の無償化に伴い、市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保すること 【第三 三 2(一) 児童虐待防止対策の充実】<24,25ページ> ○児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記 【第三 三 2(三) 障害児施策の充実等】<26ページ> ○医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加	○左記の改正予定項目については、8月上旬に示される予定の改定後の基本指針を踏まえて、取扱いを検討
4 計画の推進に向けて	に、子ども・子育て会議の意見を聴きながら、毎	【第三 六 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検・評価】 <46,47ページ> ○区市町村は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。	○第一期計画と同様
参考資料	○平成30年度に実施した「杉並区子ども・子育て 支援事業の利用状況等に関する調査」の結果(概 要)を掲載する		○第一期計画と同様